

月報私学

10 2005

VOL.94

日本私立学校振興・共済事業団広報



新居浜太鼓祭り／愛媛県
【写真提供：新居浜市】

CONTENTS

平成18年度 私学助成関係予算の概算要求	2
平成18年度 専修学校関係予算の概算要求	5
心豊かな人間性の育ちを願って 園の環境整備	7
学校法人こひつじ学園理事長・園長 豊田 ゆり子	
日米社会保障協定の発効	10
平成17年度 加入者証の検認及び被扶養者再審査（後期）の実施	11
医療費通知の送付／災害見舞金	12
自己破産等による貸付保険事故が増加しています／アイリスプランの募集	13
積立共済年金及び共済定期保険の募集	14
共済事業 今月のワンポイント	15
いんぷおめーしょん	16

平成十八年度 私学助成関係予算の概算要求

私学助成の充実に配慮

私学助成については、私立学校が我が国の学校教育において果たしている役割の重要性にかんがみ、従来から、私立学校振興助成法に基づき、教育研究条件の維持向上、修学上の経済的負担の軽減等に資するため、経常費補助を中心にその充実に努めてきているところです。

平成十八年度概算要求を行うにあたり、経済財政諮問会議答申を受け、十七年六月二十一日に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針二〇〇五」においては、昨年度に引き続き「高等教育の質的向上を図るため、機関に対する既存の支援策の在り方を見直し、国立大学法人や国公私立を通じた競争原理に基づく支援へのシフトを更に推進すること、及び「奨学金制度による意欲能力のある個人に対する支援を一層推進すること」とされました。

これ以外に、「平成十八年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」（十七年八月十一日閣議了解）においては、概算要求に関する基準が示され、公共投資関係費、裁量的経費は、前年度当初予算額に一〇〇分の九七を乗じた額（要望基礎額）の範囲内に抑制した後、一〇〇分の一二〇を乗じた額を上限として要求・要望ができることとされています。

また、要求・要望するにあたっては、教育、科学技術など重点四分野への予算配分の重点化・効率化

等を図った上で、社会経済情勢の変化を踏まえ緊要と考えられる施策等に必要経費の確保を図ることとされました。

ただし、地方公共団体に対し交付される補助金で公共投資関係又は裁量的経費に区分されるものについては、予算編成過程において、前年度予算額に対し、一〇〇分の五に相当する額の削減を目指すこととされています。

これらに基づき、以下のとおり十八年度の私学助成関係予算を要求しました。

一 私立大学等の経常費に対する補助

要求額 三、三七二億五、〇〇〇万円

私立大学等経常費補助は、私立の大学、短期大学、高等専門学校（以下「私立大学等」という。）の教育研究条件の維持・向上、学生の就学上の経済的負担の軽減等に資するため、その教育及び研究に係る経常的経費について、補助しています。

十八年度においては、私立大学等への基盤的助成として不可欠な「一般補助」の増額を図ることとしたほか、「特別補助」については、経済的に修学困難な学生に対する授業料減免事業等を行う私立大学等の支援を図るとともに、引き続き、地域の活性化や生涯学習ニーズへの対応など社会的要請の強い特色ある教育研究への支援を充実することとしています。

また、競争的環境の下で世界水準の優れた私立大学等づくりを目指す観点から、大学院の高度化、私立大学等のポテンシャルを活用した先端的・先導的学術研究の推進、大学教育の高度情報化、法科大学院等に対する支援を強化するため、引き続き「私立大学教育研究高度化推進特別補助」を充実し、意欲と可能性に富んだ私立大学等への重点的な支援を推進し、私立大学等における教育及び学術研究の飛躍的向上を図ることとしています。

二 私立高等学校等の

経常費助成費等に対する補助

要求額 一、〇八三億五、〇〇〇万円

私立高等学校等経常費助成費補助は、私立の高等学校、中等教育学校、中学校、小学校、幼稚園及び特殊教育諸学校における教育条件の維持向上、修学上の経済的負担の軽減等に資するため、都道府県が行う私立高等学校等の経常費助成に対し国が補助しています。

十八年度においては、一般補助で昨年に引き続き、学校における安全対策に係る費用や読書活動の支援に係る費用等による単価増を盛り込むとともに、

① コンピュータ整備やインターネット接続等のIT教育環境の充実

② IT教育人材の育成・高度化

③ 少人数教育等きめ細かな学習指導の推進

④ 教員的能力開発及び資質の向上

⑤ 体験学習の推進

といった事業に対する補助の充実を図ることとしています。

また、特別補助では、少子化対策として引き続き

子育て支援の推進に係る経費の充実を図るほか、生徒等の修学上の経済的負担の軽減に資するため授業料減免事業等支援特別経費についても充実を図ることとしています。

三 私立学校施設高度化推進

事業費に対する補助（利子助成）

要求額

一一億八、九〇〇万円

私立学校施設高度化推進事業費補助（利子助成）は、

- ①平成九年度以降に実施された私立の大学院・大学・短期大学・高等専門学校並びに小・中・中等教育・高・特殊教育諸学校における老朽校舎（築三〇年以上）及び危険建物と認定された旧耐震基準（昭和五十六年以前の建物）の学校施設の改築事業
 - ②平成八年度以前に実施された新たな教育方法の改善、研究の高度化のための学校施設整備事業
- について、日本私立学校振興・共済事業団の融資を受けて実施したものに對し、この融資に係る利子助成に必要な経費を財団法人私学研修福祉会を通じて補助しています。

十八年度においては、これらの融資を受けた学校法人の金利負担軽減を図るため、引き続き利子助成を行うための経費を要求することとしています。

四 私立大学等の教育研究

装置等の整備費に対する補助

要求額

一五二億四、六〇〇万円

私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費補助

は、我が国の学術研究及び高等教育の高度化を推進するため、私立の大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校（専門課程）の教育研究装置及び施設の整備費について補助しています。

十八年度においては、アスベスト被害が社会問題化していることに鑑み、学生等の安全確保を図るため、私立大学等におけるアスベスト対策工事に対して支援を行う「環境衛生対策推進事業」を新たに要求することとしています。

また、私立大学学術研究高度化推進事業に係る補助率については、私立大学等の研究環境の整備を促進するといった観点から、従来の二分の一以下から三分の二以下に改める要求を行ったほか、私立大学等防災機能等強化緊急特別推進事業では、引き続き施設の耐震化工事やバリアフリー化工事に対する支援の充実を図ることとしています。

五 私立大学等の研究設備

整備費等に対する補助

要求額

八五億五、六六〇万円

私立大学等研究設備整備費等補助は、私立大学における基礎的研究に必要な研究設備の整備費や、私立の大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校（専門課程）における基礎的研究又は教育に必要な情報処理関係設備の整備費について補助しています。

十八年度においては、装置等に対する補助と同様に、私立大学等の研究環境整備を促進するといった観点から、研究設備の整備に対する支援の充実を図ることとしています。

また、私立高等学校等ＩＴ教育設備整備推進事業においては、引き続きコンピュータ等ＩＴ教育設備

の購入費に対する支援の充実を図ることとしています。

六 私立高等学校等

施設高機能化整備費に対する補助

要求額

二四億八、八〇〇万円

私立高等学校等施設高機能化整備費補助は、私立の高等学校、中等教育学校、中学校、小学校及び盲・聾・養護学校における教育の多様化、弾力化、個性化など、時代の要請に対応した安全かつ新しい学習空間の整備を積極的に支援する観点から、教育課程の改訂やＩＴ教育の推進を始めとする諸課題に対応できるよう、施設の高機能化を目的とした施設の整備について補助しています。

十八年度においては、施設の防災機能や安全機能（防犯対策及びアスベスト対策）の強化のための整備に対する補助に対する支援の充実を図ることとしています。

七 日本私立学校振興・共済事業団の貸付事業

要求額

六〇〇億円（貸付計画額）

日本私立学校振興・共済事業団の十八年度の貸付事業については、私立学校の老朽校舎等の建替え整備事業を含む学校法人の資金需要を勘案し、財政融資資金一七〇億円、財投機関債（私学振興債券）八〇億円などを財源に貸付計画額を六〇〇億円としています。

八 私立学校の教員研修費等に対する補助

1 日本私学教育研究所の

研究事業費等に対する補助

要求額

五、六四一万円

日本私学教育研究所の研究事業費等に対する補助は、私立高等学校等における教育指導の充実を図るため、私立学校教育に関する研究等を行う財団法人日本私学教育研究所に対し、その研究事業、初任者研修事業及び十年経験者研修事業等に必要経費の一部について補助しています。

2 専修学校教員の研修事業費等に対する補助

要求額

一、五七三万円

専修学校教員の研修事業費等に対する補助は、専修学校教育の振興を図るため、財団法人専修学校教育振興会が実施する専修学校の教員研修事業などに要する経費の一部について補助しています。

九 私立幼稚園の施設整備費に対する補助

要求額

一二億七、九〇八万円

私立幼稚園施設整備費補助は、幼稚園教育の振興を図るため、学校法人立幼稚園の新増改築等に必要な経費の一部について補助しています。

十 私立高等学校の産業教育

施設設備整備費に対する補助

要求額

四億七、五三〇万円

私立高等学校産業教育施設整備費補助は、私立高等学校の産業教育の振興を図るため、実験実習施設を整備する場合に、これらに要する経費の一部を補助しています。

十一 私立学校体育等諸施設

整備費に対する補助

要求額

一億六八三万円

私立学校体育等諸施設整備費補助は、私立学校教育の円滑な実施、スポーツの振興を図るため、私立の中学校、高等学校の武道場及び小学校等の水泳プールの整備に要する経費の一部を補助しています。

十三 日本私立学校振興・

共済事業団に対する補助

要求額

五四三億二、七七〇万円

日本私立学校振興・共済事業団補助は、日本私立学校振興・共済事業団の長期給付事業及び共済業務に係る事務費の一部について補助しています。

(文部科学省高等教育局 私学部私学助成課)

平成18年度 私学助成関係予算概算要求額一覧

(単位：千円)

事 項	平成17年度 予 算 額	平成18年度 概算要求額	比 較 増 △ 減 額	増減比 (%)
私立大学等経常費補助	329,250,000	337,250,000	8,000,000	2.4
私立高等学校等 経常費助成費補助	103,350,000	108,350,000	5,000,000	4.8
私立学校施設高度化 推進事業費補助	1,189,008	1,189,008	0	0.0
私立大学・大学院等教育 研究装置施設整備費補助	14,349,000	15,246,000	897,000	6.3
私立大学等研究 設備整備費等補助	7,564,000	8,556,600	992,600	13.1
私立高等学校等施設 高機能化整備費補助	1,878,000	2,488,000	610,000	32.5
私立学校教員研修費等補助	72,146	72,146	0	0.0
私立幼稚園施設整備費補助	1,254,000	1,279,080	25,080	2.0
私立高等学校産業 教育施設整備費補助	475,300	475,300	0	0.0
私立学校体育等 諸施設整備費補助	123,857	106,825	△17,032	△13.8
日本私立学校振興・ 共済事業団補助	54,092,948	54,327,701	234,753	0.4
合 計 (ほかに財政融資資金)	513,598,259 (16,000,000)	529,340,660 (17,000,000)	15,742,401 (1,000,000)	3.1 (6.3)

平成十八年度 専修学校関係予算の概算要求

専修学校は、社会の多様な要請に応えうる実践的な職業教育、専門的な技術教育を行う教育機関として役割を果たしており、平成十七年五月現在、学校数は三、四三八校、生徒数は約七八万人になっています。特に、高等学校卒業等を入学資格とする専門課程（専門学校）の生徒数は約七〇万人であり、専門学校への新規高卒者の進学率は一九・〇％と過去最高となっています。このように、専修学校はわが国の高等教育機関の重要な一翼を担っています。十八年度概算要求については、このような専修学校の果たす役割の重要性に鑑み、専修学校制度の特色を生かした各種施策の充実等を図るなど専修学校の振興に努めています。

全体としては、対前年度九、七二九万円（伸び率二・九％）増の三四億四、九三四万円を計上しています。このほか、専修学校生徒の修学援助の観点から、「日本学生支援機構奨学金事業」を推進するため、貸与人員の拡充に必要な経費を計上しています。主な概要は次のとおりです。

NPO団体等と連携したニートに対する職業教育支援（新規要求）

近年、フリーターに加え、働いてもおらず教育も訓練も受けていない無業者（ニート）の数が、平成十六年には六四万人にのぼるなど、増加しているこ

とが社会問題となっています。

こうした中、各関係省庁において、様々な対策が講じられようとしていますが、それらで実施されている事業と連携を取りながら、専修学校とニートを支援しているNPO等の連絡協議会を立ち上げ、ニートに対する職業教育を支援する事業を全国二〇ヶ所において実施します。

具体的には、

①連絡協議会の設置

専修学校とニートを支援しているNPO等による連絡協議会を設置し、個々のニートの希望する職種を踏まえた、適切なカリキュラムの検討や進学相談体制を整える。

②自立支援アドバイザーの配置

ニートが希望の職業に就くための進学相談や専修学校において学習する上での学習相談等の適切なアドバイスを実施する専門のアドバイザーを配置する。

③ニート等若者に対する講座の開講等

各専修学校において、それぞれの将来の希望や適性に合わせた少人数制の授業や専修学校の体験授業を約一か月間のコースで三コース程度開講する。

④成果の普及

実際に行われた授業の様子やニートへのアンケート調査等の事例を報告書にするとともに、成果報告会を開催して、全国的な取組に発展させるための普

及を図る。

などを行うために必要な経費を計上しています。

社会人新キャリアアップ教育推進（新規要求）

これまで、社会人キャリアアップ教育推進事業においては、リストラや配置転換などで厳しい状況に置かれている中高年や能力を積極的に高めていこうとする社会人のために、専修学校でキャリアアップを図る教育プログラムや実施体制の開発を支援してきました。

一方、中高年が二〇〇七年以降に定年を迎え退職するいわゆる「二〇〇七年問題」を間近に控えています。

企業等では労働力不足が予見されると同時に、中高年が修得しているスキル断絶を回避するとともに、豊富な業務知識やノウハウ継承のための対策が必要となっています。また、退職後に再就職を望む中高年にとっては、新たにキャリアアップを図って、再就職に結びつけていくことが、極めて重要です。

また、子育て等のためにいったん就業を中断した女性の就労希望等が多いこと、団塊の世代の大量退職や少子化を背景に女性を含む多様な人材が必要とされていることから、女性に対する再チャレンジのための学習・能力再開発の機会の充実が求められています。

このため、五十代から六十代にかけての層を対象としたキャリアアップ教育及び女性の再チャレンジのためのプログラムの開発を支援し、全国の専修学校への取組の普及を図っていく必要があります。

そのために、今年度は、

- ①スキルアップ・専門技術取得コース
- ②管理能力向上コース

- ③起業家コース
④女性再チャレンジコース
などを行うために必要な経費を計上しています。

専修学校の教育内容等を充実するための支援策

正規雇用を目指しながらそれが得られないフリーター等の能力向上のため産業界との連携・協力によりフリーター等が職を獲得する上で必要となる知識、技術に関する教育を提供する「専修学校を活用した若者の自立・挑戦支援事業」、社会的要請の高い課題に対応する教育内容や方法等についての重点的な研究開発を「研究指定校」として指定した専修学校に委託し、その成果を全国に普及することで専修学校教育の充実を図る「専修学校教育重点支援プラン」、若年者の職業意識の高揚を図るため、専修学校の機能を活かして、小・中学生からフリーターまでのあらゆる層の若年者に参加を呼びかけ、職業意識を目覚めさせたり、高めたりする職業体験講座や講演会などを各地で実施する「専修学校を活用した職業意識の啓発推進」について必要な経費を引き続き計上しています。

さらに、科学技術の高度化や情報化などに対応した専門性の高い知識、技術の習得に際するよう、教育内容の充実を目指す私立専修学校に対し、教育装置や情報処理関係設備の整備費について補助する私立大学等研究設備整備費等補助金及び私立学校施設整備費補助金について必要な経費を引き続き計上しています。

(文部科学省生涯学習政策局
専修学校教育振興室)

平成18年度 専修学校関係予算の概算要求について

(単位：百万円)

事 項	平成17年度 予 算 額	平成18年度 概算要求額
1 専修学校教育等の運営改善に関する調査指導	30	29
2 専修学校におけるNPO団体等と連携したニートに対する職業教育支援事業【新規】 近年、ニートと呼ばれる無業者が増加している。そのニート等に対し、若者の自立支援に実績のあるNPO等と連携し、専修学校を活用して、ニート等の社会的自立を目指した職業教育支援事業を実施する。	0	201
3 専修学校社会人新キャリアアップ教育推進事業【新規】 団塊の世代が定年を迎える「2007年問題」を間近に控え、退職後に再就職を望む中高年等を対象に、再就職に結びつけるためのキャリアに再就職を望む中高年等を対象に、再就職に結びつけるためのキャリアアップ教育講座や、子育て等で就業を中断していた女性の再チャレンジのための講座等を実施する。	0	203
4 専修学校教育重点支援プラン 社会的要請の高い課題に対応する教育内容や方法等についての重点的な研究開発を「研究指定校」として指定した専修学校に委託し、その成果を全国に普及する。	453	453
5 専修学校を活用した職業意識の啓発推進 若年者の職業意識の高揚を図るため、職業体験講座や講演会などを各地で実施し、ものづくりに資する技術・技能の学習意欲と職業意識の高揚を図る。	54	54
6 専修学校を活用した若者の自立・挑戦支援事業 正規雇用を目指しながらそれが得られないフリーター等の能力向上のため、産業界との連携・協力による専修学校を活用した短期教育プログラムの開発等、職を獲得する上で必要となる知識・技術に関する教育を提供する。	509	443
7 私立学校施設整備費補助金 ・専修学校大型教育装置整備費補助 専修学校（専門課程）の教育装置・学内LAN装置の整備費について補助。	300	320
8 私立大学等研究設備整備費等補助金 ・専修学校情報処理関係設備整備費補助 専修学校（専門課程）の情報処理関係設備の整備費について補助。	956	960
9 専修学校教員研修事業等補助 財団法人専修学校教育振興会が行う教員研修に対する補助。	16	16
10 国費外国人留学生制度 専修学校（専門課程）における国費留学生の計画的受入れを整備。	758	771
(前年度限りの経費)	277	0
計	3,353	3,450 (2.9%増)
○ 日本学生支援機構奨学金事業 教育負担の軽減を図り、学生が自立して学べるようにするための育英奨学事業の充実。	96,135	102,312 (6.4%増)

心豊かな人間性の育ちを願って 園の環境整備

学校法人こひつじ学園
理事長・園長 豊田ゆり子

当園の歩み

当園は、昭和二十四年に町田市で初めての保育所・こひつじ保育園を創立した豊田政次郎が、保育園に続いて昭和三十九年に東京都公認の町田こひつじ幼稚園（定員八〇名）として設立しました。

以後政次郎の死去に伴い設置者変更を行い、翌年（平成七年）に園舎の一部を増改築して園児数二〇〇名に定員変更しました。

日本私立学校振興・共済事業団の融資を受けて、新園舎の誕生

町田市は神奈川県横浜市、川崎市、相模原市に隣接している、人口四〇万八、〇〇〇人の商業住宅都市です。

子どもたちは未来に生きる地球の宝と考え、人間の感性、感覚、知性の基礎形成期である幼児期の教育に、永年真剣に取り組んできた積み重ねの成果が地域の皆さんの信頼を得るところとなり、当園への入園希望者が年々増えて、定員を超えて園児を引き受けざるを得ない状況が生じてきました。

そこで、未来の宝である子どもたちが、快適な環境の中で生活し、楽しく園生活を送れるようにと考え、旧園舎から一〇〇m程離れた園長個人の土地に

新しい園舎を建設することを決定いたしました。

また新園舎の建設と平行して、個人から学校法人へ、並びに定員変更（三五〇名）の認可申請手続きも平成十四年から取りかかり、平成十六年四月一日から、新しい園舎で定員三五〇名の「学校法人こひつじ学園 町田こひつじ幼稚園」としてスタートできるように計画を進めてきました。

園舎の設計はMIA建築設計の三原氏にお願いしましたが、子どもたちが快適な自分たちの城として楽しく生活でき、健やかな成長が得られることを願い、三原氏と何回も設計内容を検討しました。

例えば、柱も角張った四角は危険があるので丸柱にする、園庭も裸足で歩けるよう天然芝を植える、また裸足で遊んだ後の足を洗う浅い池を作り、この水を下の池（ビオトープ）に流して水中草を植え、トンボの幼虫（やこ）を育てたり、蛍の幼虫や、その餌となる川二ナを養殖することなども考えました。

こうして完成した新園舎での生活は予想通りすばらしいものとなり、ビオトープに植えたガマの茎によじ登ったギンヤンマのやこが、トンボへと羽化する様子を全園児が見ることができ、新しい生命の誕生に、大きな感動を体験しました。

現在芝が根付き、黄緑の芝生が園庭全体を覆っています。

春から秋まで子どもたちは、この芝生の上を素足で遊んでいます。

園庭の東側の通路の横を、観察植物園として、六〇種類の植物が植っています。

毎日の観察によって、花の色、同じ色でも薄い暗い色の違いや、帯状の葉、丸い葉、ハートの形、鋸の刃のようにギザギザした形など、植物によって葉もいろいろな形の違いがあることを毎日の観察で気付き、このことが子どもたちが描く描画の表現に応用でき、内容を豊かに表現できるようになってきました。

建物もホールを地域交流の場として、近隣の町内会、自治会の皆さんに開放し、土、日の園が休みの日には、いろいろな会合や、打ち合わせなどに使用して頂いています。また、月の最後の日曜日を親子



新園舎玄関前入口

で楽しむ造形遊びを、幼児、小学生を対象に催しています。

このように子どもたちが楽しく生活でき、いろいろな感動を伴い、感性を豊かに育てる環境を考えて整備した土地の総面積は二、九三二・九八㎡、建物（園舎等）は次のとおりです。

建物総面積 一、五四〇・九〇㎡

（構造・鉄筋コンクリート造陸屋根・亜鉛メッキ銅板葺二階建）

（内訳）保育室 一室 六一四・三二㎡

遊戯室 二室 一八二・八一㎡

図書室 一室 三八・八三㎡

教材庫 三室 三六・三六㎡

事務室 一室 三〇・四四㎡

保健室 一室 三・五六㎡

保育相談室 一室 二〇・八一㎡

厨房・パントリー 一室 九七・一九㎡

その他 五一六・五八㎡

建築総工事費 四二五、一四四、四五五円

建築工事費は私学事業団、銀行からの借入れ、国庫補助金、自己資金等を充当しました。

※土地は園長寄付

地域と共に歩む幼稚園

前にも述べたように、私学事業団からの融資によって素晴らしい環境の整った幼稚園の建設が得られたので、今後は地域に愛され、地域に見守られながら地域と共に歩いていく幼稚園にしていきたいと考えています。

園舎建設の工事中、近隣の皆さん方にご迷惑をお掛けしたり、ご協力を頂いてこの幼稚園を立派に造ることができましたので、地域の皆さんとの交流、

信頼関係の構築を大切に考えています。

このことが地域の皆さんに愛され、園の発展に結びつく原点になっていると思います。

これからも地域の老人会の皆さんを運動会や行事にご招待して、子どもたちとの関わりをお持ち頂き、子どもたちには高齢者の皆様を尊敬する意識を育てていきたいと思っています。

園児の募集については、小さい努力かもしれませんが、このようなことの積み重ねが大きな成果になり、毎年募集人数以上の申込みがあり、頭の痛む思いをしています。

幼児教育界に果たす役割

当園は、教育の大きな目標の柱として絵画・造形



ビオトープ 奥が足を洗う池 手前がやごなど住む池

の表現活動を真剣に取り入れています。

これまで（財）美育文化協会主催、文部科学省、外務省等の後援のもとに開かれている世界児童画展で、幼児の部として優秀な団体を表彰する文部科学大臣奨励賞を十回受賞しています。

これについて、当園の子どもだけが優れていればよいのではなく、日本中の幼児が同じように育って欲しいと言う願いから、全国の幼・小・中・高・大学まで一貫した造形・美術の研究組織である全国造形教育連盟の幼・保部会の研究会を十五年から開き、新築になった新園舎で、昨年・今年と開いています。

午前中に公開保育、午後は講義と実技の研修になりますが、全国各地から毎年二〇〇名近い参加者があり、日本中の子どもたちの福音となればと努力しています。

また東京幼年美術の会秋の研究会も、ここ数年十月末の日曜日に研究会を開いています。新しい園舎となつてからは、広い空間を効果的に使って、子どもたちの自由で集中した活動を見て頂いたり、幼児教育者がお互いに交流して子どもたちの感覚、感性、発想力を高めることに少なからず貢献することができていると思います。

また立派な新園舎となり、海外のお客様も迎え入れる環境が整ったことで、二年毎に東京とモスクワ、相互の国で開く「日・ロ子ども感性と夢を育てるシンポジウム」の会場として、ロシアの教育アカデミー会員の皆さんを当園にお迎えしています。

新しい園舎がこのように国際会議の会場として使用できることに大きな喜びを感じているところです。

ロシアから参加する主要なメンバーとして、児童基金総裁であり、児童文学者のアルベルト・リハノフ氏、モスクワ大学心理学部の主任教授であるジェンチエンコ氏、ロシア美術家同盟の元書記長で、画

家であり、美術大学教授であるネメンスキー氏らが参加しました。

この他にもボリシヨイ劇場のソプラノ歌手・ロシアの作曲家シヤインスキー氏らも参加しています。このシンポジウムは、今後も日本とロシアの子どもの感性と美の心を育てる架け橋の役割を果たしていきたいと考えています。

優しい心を育てる中庭の木に作られた小鳥の巣や、蝶、黄金金鶏の誕生

各教室に光を入れ、明るい教室の環境造りを目的に造られた中庭の木に「ひよ鳥」が巣を作り、五羽の雛が生まれました。

大人が手を伸ばせば届く位の位置に巣を作り、大雨の日も一生懸命卵を暖めている親鳥の愛情を観察できたり、餌を運んでくると、餌を求めて鳴いている雛鳥を、子どもたちは優しい心で見守り続けました。巣立ちの時は、周囲の木の枝に止まっている雛に「よく給食をあげるよ」「虫をいっぱい取ってきてあげるね」など、優しい言葉を掛けながら見守ることができました。子どもたちの心の中に、弱いものに優しく接する心が育ったことと思います。

これも新園舎ができたお陰で体験できた感動であると思います。

またビオトープのまわりに植えてある「せり」の葉の所で見つけたアゲハチョウの幼虫を飼育していましたが、これが成虫の蝶になった時、全園児を園庭に集め、蝶を自然の中に飛ばしてやりました。

子どもたちは「蝶さん元気でね。又幼稚園に遊びに来てね」など口々に叫びながら蝶が見えなくなるまで手を振っていました。

この事もビオトープを作ったお陰で感動体験がで

きました。

園で飼育している黄金金鶏おうごんきんけいの卵を孵卵器で孵化させましたが、今年は一羽の雛が孵化しました。

卵が割れて雛が新しい命として誕生するその瞬間を見た子どもたちは、驚きと喜びの感動を味わい、ここでも命の大切さや、愛情を喚起することができました。

最近子どもたちは物事に感動しなくなったと言われていますが、身近な自然の中を観察していれば、いろいろな感動体験を味わうことができます。

感動する心がなければ、豊かな感性の育ちは得られないと言われていますので、私学事業団をはじめ、いろいろな機関のご協力によって建て替えられた新園舎を、これからも子どもたちの健やかな育ちの殿堂であり城としていろいろ活用していきたいと思っています。



あげは蝶を自然に飛ばすセレモニー

子どもの健康と、体作りの食育

新園舎建設について配慮した点に、子どもの食育についてもいろいろと考えました。

まず給食室の清潔なこと、食器の洗浄と殺菌保管庫の設備など、厨房を充実させること。

無農薬野菜の使用等、幼児の健康と体力作りは幼児教育の中で大変重要な意味を持つものであると考えています。

勿論給食のメニューも大切な要素ですが、今回、給食室の充実も大きな課題として取り組んできました。

このように当園の新しい園舎が素晴らしい環境で子どもたちの育ちに最適な施設として活用できていることは私学事業団の協力の賜と感謝の意を表すと共に、幼児教育の発信地としての役割をこれからも一生懸命果たしていきたいと考えています。



厨房の施設

日米社会保障協定の発効

「社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」が平成十七年十月一日に発効し同日から関連法令が施行されます。この協定により、年金及び医療保険制度の二重適用が解消され、日本とアメリカの年金制度の加入期間が資格期間として通算されます。

なお、医療保険制度の適用調整については、派遣を受ける人並びに随伴する配偶者及び子がアメリカの医療保険制度に加入している場合とそれ以外の場合で私学共済制度における適用が異なります。

1 協定の主な内容

◆アメリカにおける対象制度
老齢・遺族・障害保険（OASDI）
メディケア

◆日本における対象制度

私立学校教職員共済制度
国家公務員共済制度
地方公務員等共済制度
国民年金
厚生年金保険
健康保険
船員保険
国民健康保険

◆年金・医療保険制度加入の原則

協定の対象者が相手国で就労する場合は、原則として就労国の制度のみに加入することになり、自国の制度は脱退することになります。

◆一時派遣等にかかる例外

一時的（五年以内、予見できない事情により延長する場合は最長九年）な派遣（出向、赴任等を含む。以下同じ）の場合、派遣元の国で就労しているとみなし、引き続き自国の制度のみに加入することになります。

◆アメリカ保険期間との通算

アメリカ保険期間を有する人が、私学

共済法による退職共済年金、遺族共済年金（長期事由）、退職共済年金の加給、遺族共済年金の中高齢寡婦加算等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間を満たさない場合、その人のアメリカ保険期間を私学共済の加入者期間等に算入することになります。なお、これにより退職共済年金の受給資格期間を満たす場合は脱退一時金の支給はありません。

また、協定に規定するアメリカ納付条件に該当する特例初診日のある傷病により障害を有する人が、障害認定日において私学共済の加入者期間を有する場合又は特例初診日のある傷病により五年以内に死亡した場合は、障害共済年金、遺族共済年金の規定の適用にあたり、当該特例初診日において私学共済の加入者期間であったものとみなします。

2 二重加入者の取り扱い

協定発効時において日本・アメリカ双方の制度に加入している加入者は協定発効後にいずれかの制度に加入することとなります。

次の条件に該当される人は一時派遣者となります。

◆日本からアメリカへ派遣されている場合

① 協定発効時において派遣元の学校法人等との間に雇用関係が存続し、給与の全額又は一部（二割以上）が

支給されている。

② 派遣期間が五年を超えないと見込まれる。

前記の①②のすべてに該当すれば私学共済制度にそのまま加入し、アメリカの年金・医療保険制度の適用が免除されます。

◆アメリカから日本へ派遣されている場合

① アメリカ法令の被保険者である。

② アメリカの事業主と雇用関係が継続している。

③ 派遣期間が五年を超えないと見込まれる。

④ アメリカの医療保険制度に加入している（随伴する配偶者及び子のすべてがアメリカの医療保険制度に加入していなければなりません）。

前記の①から④のすべてに該当すれば、アメリカの年金・医療保険制度にそのまま加入し、私学共済制度からは脱退となります。

なお、本人並びに随伴する配偶者及び子の中に医療保険制度に加入しない人がいる場合は、私学共済制度の長期給付（年金）のみ脱退することになります。

3 手続き

◆日本からアメリカへ派遣されている場合

一時派遣者

私学事業団に「適用証明書交付申請書」を提出してください。審査のうえ、「適用証明書」を交付しますので、アメリカの勤務先へ提出し、年金・医療保険制度の適用免除の手続きをしてください。

一時派遣以外

私学事業団に「資格喪失報告書」を提出してください。

◆アメリカから日本へ派遣されている場合

一時派遣者

① 派遣を受ける人並びに随伴する配偶者及び子がアメリカの医療保険制度に未加入（本人、配偶者及び子のうち一人でも未加入）の場合は、「長期適用免除申請書」にアメリカの社会保障庁から交付された「適用証明書」のコピーを添付して提出してください。協定発効後に派遣を受ける人の場合は「資格取得報告書」と同時に提出してください。

② 派遣を受ける人並びに随伴する配偶者及び子のすべてがアメリカの医療保険制度に加入している場合は、「資格喪失報告書」にアメリカの社会保障庁から交付された「適用証明書」のコピーを添付して提出してください。

一時派遣以外

私学事業団に「適用証明書交付申請書」を提出してください。審査のうえ、「適用証明書」を交付しますので、アメリカの勤務先もしくは内国歳入庁へ提示し、脱退の手続きをしてください。

4 退職共済年金の請求

アメリカ保険期間を有する人が、退職共済年金を請求する場合は、期間の通算の有無にかかわらず協定国の保険期間を有することを申し出る必要がありますので、「退職共済年金決定・改定請求書」に「社会保障協定について」の用紙を添付して提出してください。この用紙は、「退職共済年金決定・改定請求書」の用紙とセットになっています（私学共済事業ホームページからダウンロードすることができます）。また、アメリカ保険期間を通算することで退職共済年金の受給資格期間や加給年金額の加算の要件を満たす場合は、「合衆国年金等法令に基づく期間等の申立書」（用紙は私学事業団に請求）を添付してください。この申立書に記入された期間をアメリカに確認後、退職共済年金の決定を行います。ただし、年金額は、私学共済の加入期間を基に計算します。

平成十七年度

加入者証の検認及び被扶養者再審査（後期）の実施

―加入者証を正しく使用していただくために―

実施概要

1 加入者証の検認

(1) 対象者

平成十七年度の被扶養者再審査対象地域に該当しない地域の学校法人等に所属する加入者及び被扶養者

(2) 学校法人等への通知

学校法人等代表者あてに検認の対象者及び検認方法について、十一月中旬に通知します。

(3) 私学事業団への報告

検認結果については、「加入者証等検認結果報告書」で報告してください。

2 被扶養者再審査（後期）

(1) 対象者

次の調査対象地域の学校法人等に所属する加入者の被扶養者

ア 調査対象地域

岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、京都

※前期は東京都が対象でした。

イ 被扶養者については、認定年月日

が十五年十二月三十一日以前の者で、昭和六十二年四月一日以前生まれの者が対象

(2) 学校法人等への通知

学校法人等代表者あてに再審査の対象者及び再審査の方法について、十月初旬に通知します。

(3) 私学事業団への報告

被扶養者の収入等に関する書類を「被扶養者再審査報告者リスト（提出用）」とともに提出してください。

(4) 再審査結果の通知

十八年二月中旬に学校法人等代表者あてに通知します。

医療費通知の送付

五月診療の医療費について、十月下旬に「医療費のお知らせ」をお送りします。

1 医療費通知の目的

病気やケガの治療のために加入者証を使って保険診療を受けますと、窓口で医療費の一部を受診者が支払い、残りの医療費を社会保険診療報酬支払基金を経て私学事業団が支払う仕組みになっています。このため、医療費の総額については、わかりにくいのが現状です。

私学事業団では、「健康であることの大切さ」を再認識し、「医療費の適正化」を図ることを目的とし、毎年、医療機関からの五月分の請求について、医療費の総額をお知らせしています。

通知には受診者名、受診年月、診療科目、診療日数、医療費総額、自己負担額を記載しています。病院名や傷病名など診療内容については記載していません。

なお、お知らせする医療費の総額は、

医療機関からの請求が遅れたことにより、四月以前の受診分が通知されたり、五月の受診であったとしても通知されない場合があります。

また、実際に窓口で負担された額には、保険診療以外の医療費や特定疾病のように定額負担が含まれる場合がありますので、通知する自己負担額と一致しないこともあります。

2 医療費通知についてお願い

医療費通知は、加入者等のプライバシーにかかわることから「親展」扱いとして、十月下旬に、学校法人等代表者あて（任意継続加入者は自宅あて）に送付します。通知の趣旨を説明のうえ加入者にお渡しください。

短期給付の災害給付

災害見舞金

支給条件

加入者が住居又は家財に水震火災その他の非常災害によって損害を受けたとき。

◆「住居」とは

現に加入者が生活の本拠として居住し

ている建造物をいい、所有権の有無を問いません（ガレージ、物置、門、塀等は含まれません）。

加入者とその被扶養者が別居している場合には、被扶養者の住居又は家財も加入者の住居又は家財の一部として取り扱います。

◆「家財」とは

通常は、住居内にある加入者及び被扶養者が所有する衣服、寝具、食器、食品、燃料、家具、調度品及び書画骨董品などをいい、不動産や現金、預貯金、有価証券及び商品などは含まれません。

◆「損害」とは

住居・家財が焼失・滅失又はこれと同等の損害を受けた場合をいいますが、次のことに注意してください。

- ① 加入者と被扶養者が別居している場合は、両方の住居又は家財それぞれを合計して損害の程度を算定します。
- ② 水害を受けた住居・家財が、その後使用可能となった場合は、損害に含みません。
- ③ 住居、家財の修理・補修にかかる費用等は損害額には含みません。

支給額

住居と家財のそれぞれについて、表1の中、該当する損害の程度に応じた額が支給されます。

なお、浸水被害を受け、表1による認定が困難なときは表2の基準になります。

請求手続き

「災害見舞金請求書」（市区町村長、消防署長又は警察署長の証明が必要です）及び「災害状況説明細書」を提出してください。

また、災害見舞金付加金の給付が決定した加入者には災害見舞品のカタログを学校法人等あてに送付します。

[表1]

損害の程度	災害見舞金	災害見舞金付加金
住居及び家財の全部が焼失又は滅失したとき	標準給与月額の3か月分	災害見舞金の額の60%
〃 2分の1以上焼失又は滅失したとき	標準給与月額の2か月分	
〃 3分の1以上焼失又は滅失したとき	標準給与月額の1か月分	
住居か家財のどちらかが全部焼失又は滅失したとき	標準給与月額の2か月分	
〃 2分の1以上焼失又は滅失したとき	標準給与月額の1か月分	
〃 3分の1以上焼失又は滅失したとき	標準給与月額の0.5か月分	標準給与月額の0.5か月分
住居又は家財に5分の1以上3分の1未満の損害を受けたとき		

[表2]

浸水の程度	災害見舞金	災害見舞金付加金
床上120cm以上	標準給与月額の1か月分	災害見舞金の額の60%
床上 30cm以上	標準給与月額の0.5か月分	
床上浸水30cm未満		標準給与月額の0.5か月分

自己破産等による 貸付保険事故が 増加しています

私学共済制度の貸付けを利用している加入者で、多重債務に陥り自己破産・民事再生等の申し立てをする人が増加しています。その結果、平成十六年度の貸付保険事故人数及び保険受取金は左表のとおりとなりました。私学共済制度の貸付

平成16年度貸付保険事故状況

事由	人数	金額
自己破産	12人	2,600万円
民事再生	15人	5,900万円
その他	6人	2,300万円
計	33人	10,800万円

金の債権保全は、加入者の皆さんと私学共済事務担当者との事務の負担軽減を図ることを考慮し、連帯保証人や抵当権の設定に代え、貸付保険を導入しています。貸付けの保険事故が増加すると貸付保険の保険料も増加しますので、貸付事業の大きな財政負担となり、貸付事業の安定化が図れなくなります。

貸付けの利用にあたって

・多重債務に陥らないためには、必要以

上の貸付額を申し込まないように、毎月の返済額に無理がないか、退職時に残金を一括して返済できるかをよく検討して申し込みをしてください。
・保険事故対策の一環として教育貸付については、二〇〇万円を超える申し込みの場合は、必要額以上の貸付けは行わないこととし、十七年四月貸付けから改正しています。

退職による償還

学校法人等を退職したことによる貸付償還金は、償還期限までに全額償還してください。学校法人等において、退職金等が支給される場合は、貸付償還金を退職金等から控除し、不足金がある場合は回収のうえ、加入者に代わって私学事業団に払い込むことになっています。しかし、退職金等から控除しないことにより事故に繋がるケースも増えていますので、貸付償還金回収にご協力ください。
債務不履行になった場合は、学校法人等に対して、貸付けの制限をすることもありますので、他の加入者が貸付けを利用できない場合があります。

定期償還は遅滞のないように

毎月の定期償還が滞る学校法人等が増えています。償還期限（翌月五日）までに償還してください。相当期間定期償還が滞った場合は、即時償還命令をすることもありまのでご注意ください。

（財）教職員生涯福祉財団が行う アイリスプランの募集

【医療・傷害補償コース】

一般疾病・障害・交通事故及びガンなどにより入院のとき、一日目から給付金が支払われる医療入院コースと、傷害事故による入院・通院等に対して給付金が支払われる傷害補償コースがあります。

医療入院コースは、ガン入院の場合は給付が倍額となるほか、オプションにより手術給付や生活習慣病、女性特定疾病入院給付などを付加することができます。

【介護保障コース】

保障期間は終身で年齢や事由に関係なく要介護状態（公的介護保険の要介護二程度以上）が九十日を超えて継続した場合、初日（要介護状態と診断された日）にさかのぼり、給付金が支払われます。

【つなぎ年金コース】

六十歳から六十五歳に達するまでの年金減額部分を補う制度で、掛金の税制上の取り扱いにより、「一般型」と「個年型」があります。

「一般型」

・満六十歳までに二年以上加入すること
ができる加入者

・一般の生命保険料控除の対象
「個年型」

・満六十歳までに十年以上加入すること
ができる加入者

・個人年金保険料控除の対象
今回の募集は「新規加入」と既加入者

の「口数変更（増口・減口）」の申し込みを受け付けます。

【手続方法】

（医療・傷害補償コース）
（介護保障コース）

新規加入申し込みをご希望の人は、募集パンフレット裏面の「資料請求書（FAX用）」又は綴じ込みハガキで十月二十八日（金）までに資料請求してください。十一月末までに加入申込書等を請求者の自宅あてに送付しますので、内容を検討のうえ、加入申込書を返信用封筒で十二月十五日（木）までに提出してください。

（つなぎ年金コース）

新規加入申し込みをご希望の人は、募集パンフレット裏面の「資料請求書（FAX用）」で十月二十八日（金）までに資料請求してください。折り返し、加入申込書等を請求者の自宅あてに送付しますので、内容を検討のうえ、加入申込書を返信用封筒で十一月十一日（金）までに提出してください。

募集パンフレットは十月中旬に学校法人等あてに送付します。

（財）教職員生涯福祉財団ホームページには、この「アイリスプラン」各コースの概要、制度内容のQ&A、事務取扱要領が常時掲載されていますので、ご参照ください。

<http://www.kyosokuinzaidan.jp>

積立共済年金及び 共済定期保険の募集

募 集 期 間

11月1日(火)～11月30日(水)

私学事業団必着

積立共済年金及び共済定期保険の加入は春と秋の年二回募集し、今回の申し込みは平成十八年四月一日が加入日となります。

各事業の募集パンフレットは加入者向広報「レター」十一月号(十月下旬発送)に同封しますので、詳細については、募集パンフレットをご覧ください。

【積立共済年金】

積立共済年金は、加入者が在職中に掛金を積み立て、その積立金と配当金を原資として、退職(脱退)後に年金や一時金などを受け取るもので、公的年金を補充し退職後の豊かな生活設計を支援することを目的としています。

この制度は「税制適格コース」と「自

由選択コース」の二コースがあり、加入はいずれかのコース、又は両コースの加入を選択することができます。今回の募集は「新規加入」と「コース加入・口数変更(増口・減口)」の申し込みを受け付けます。

①加入種別

コース名	給付の種別	保険料控除
税制適格	年金・一時金	個人年金保険料控除対象
自由選択 ・医療保険・終身保険	年金・一時金	一般生命保険料控除対象

②加入資格

コース名	加入資格
税制適格	65歳までに10年以上加入できる加入者
自由選択	65歳までに2年以上加入できる加入者

③掛金の払い込み及び振替日

月払掛金は毎月六日に、半年払掛金は一月と七月の六日に加入者の指定した口座から振り替えます。

【共済定期保険】

共済定期保険には、家族年金コース・医療保障コース・三大疾病保障コース・長期休業補償コース(以下「個人加入コース」という)と「学校加入コース」があります。

「個人加入コース」は、加入者が発病・入院・長期休業及び死亡のあらゆる場合での加入者の保障ニーズに応え、遺族年金等の公的保障制度を補完することを目的

的としています。

「学校加入コース」は、学校法人等が保険料を負担することで、加入者が死亡又は高度障害になったときに保険金が加入者又はその家族に支払われることによって、加入者の弔慰金等に充てることができる、学校法人等における福利厚生制度の充実を目的としたものです。

今回の募集は、「新規加入」「加入内容の変更」及び「脱退」等の申し込みを受け付けます。

共済定期保険は私学共済制度の任意継続加入者を含む全加入者を対象としたスケールメリットを活かし、保険料は個人加入に比べ格段で有利な制度となっています。

また、「個人加入コース」の家族年金コースと医療保障コース及び「学校加入コース」は一年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合には配当金として年度末現在の加入者に還付します。

過去三年間の実績では、支払保険料の約半分以上を還付しています。

過去三年間の配当金の実績

年度	家族年金コース	医療保障コース	学校加入コース
14年度	54・54%	44・83%	54・54%
15年度	51・82%	44・46%	51・82%
16年度	47・65%	45・42%	47・65%
平均	51・34%	44・90%	51・34%

①加入資格

十八年四月一日の加入年齢の条件(表参照)と、パンフレットに記載の告知内容を満たしている加入者とその家族(配

偶者・子ども)

なお、家族年金コースには独身の方も加入できます。

加入年齢の条件

学 校 加 入	個 人 加 入				対 象	
	長期休業補償	三大疾病保障	医療保障	家族年金	加入者	加入年齢
加入者	加入者	加入者	加入者	加入者	加入者	70歳6か月まで
加入者	加入者	加入者	加入者	加入者	加入者	2歳6か月から22歳6か月まで
加入者	加入者	加入者	加入者	加入者	加入者	69歳6か月まで
加入者	加入者	加入者	加入者	加入者	加入者	0歳から22歳6か月まで
加入者	加入者	加入者	加入者	加入者	加入者	65歳6か月まで
加入者	加入者	加入者	加入者	加入者	加入者	59歳まで
加入者	加入者	加入者	加入者	加入者	加入者	70歳6か月まで

②保障期間

十八年四月一日から十九年三月三十一日までの一年間とし、以後は脱退の申し出がない限り、一年間ごとに自動更新し継続加入となります。

③保険料の払い込み及び振替日

家族年金コース・医療保障コース・三大疾病保障コース及び学校加入コースについては、十八年四月一日現在の保険年齢に応じた保険料(六か月分)を、長期休業補償コースは満年齢に応じた保険料(六か月分)を、三月二十二日に加入者の指定した口座から振り替えます。

以後は六か月分をまとめて九月と三月に振り替えます。

今月のワンポイント

第2回私学共済事務担当者研修会のお知らせ

第2回私学共済事務担当者研修会を平成18年1月17日（火）から2月2日（木）まで開催します。今回の研修会も第1回研修会と同様、初任者を対象とした基礎的な内容の研修を行います。詳細については、本誌11月号でお知らせします。

放送大学入学料割引のお知らせ

私学事業団では加入者等の生涯生活設計の一助となるように、「通信研修」・「通信講座」の斡旋・紹介をしていますが、放送大学が実施する「放送授業」の入学料が平成18年4月入学より割引対象となります。詳細については、加入者向広報「レター」11月号でお知らせします。

「事務の手引 平成17年版」の訂正

次の内容に掲載誤りがありましたので、おわびして訂正します。

224ページ〔短期給付の事由区分別の種類〕の表中、事由区分「休業したとき」の右欄にある「育児休業手当金」と「介護休業手当金」は記載誤りのため削除してください。

10月の共済事業スケジュール

3日（月）	貸付 送金
7日（金）	貯金 払込期限〔必着〕
14日（金）	貸付 申込・任意償還申出締切
20日（木）	貯金 送金
24日（月）	貸付 送金
25日（火）	貯金 後期加入申込・払戻・解約請求締切 積立共済年金 脱退申出等締切
28日（金）	アイリスプラン つなぎ年金コース、医療・傷害補償コース、介護保障コース資料請求書締切
31日（月）	貸付 翌月22日送金申込締切 海外保養施設 1月12日～31日利用予約締切

「加入者貸付ガイド」の訂正

加入者貸付ガイド（平成14年11月発行）償還額早見表の住宅貸付の償還額に誤りがありましたので、おわびして訂正します。

ページ	貸付金額 (万円)	償還回数	償還額（円）	
			正	誤
47	260	120回	24,227	24,277
51	320	120回	31,285	21,285
53	920	360回	42,659	41,659
56	160	半年払20回 (4月・10月)	89,495	89,485
56	260	120回	24,227	24,277
56	240	半年払30回 (3月・9月)	94,595	84,595
56	300	半年払30回 (2月・8月)	118,464	118,454
58	200	240回	10,853	10,583
59	920	半年払60回 (1月・7月)	223,904	233,904
61	280	半年払60回 (5月・11月)	72,910	72,911
61	440	半年払60回 (1月・7月)	113,955	113,995
61	500	360回	21,788	21,778

加入者向広報「レター」11月号等の送付

加入者向広報「レター」11月号、積立共済年金及び共済定期保険の募集パンフレット等を10月下旬に学校法人等あてに送付します。

なお、9月末現在の加入者数でお送りしますので、配付時に不足した場合は、広報相談センター広報班まで申し出てください。

11月の共済事業スケジュール

1日（火）	積立共済年金 後期加入申込開始 共済定期保険 後期加入申込開始
2日（水）	貸付 送金
10日（木）	貯金 払込期限〔必着〕
11日（金）	アイリスプラン つなぎ年金コース加入申出書締切
15日（火）	貸付 申込・任意償還申出締切

共済事業に関するお問い合わせは共済事業本部まで 電話番号を間違えないようにお願いします

〒113-8577 東京都文京区湯島1-7-5 ☎ 03(3813)5321 (代表)

<http://www.shigakukyosai.jp/>

いんぷお
めーしょん

平成十八年度

学術研究振興資金研究公募
締切りのお知らせ

平成十七年九月九日付けで、各学
校法人あてに送付しました『平成十
八年度学術研究振興資金研究公募』
の締切りが、

十月二十六日(水)

となっています。

応募される学校法人は、期限まで
に「学術研究計画調書」を、私学事
業団寄付金課あてにご提出くださ
い。

なお、応募できる研究は、一学校
につき一件となっており、理事長及
び学(校)長の「推薦書」を添付し
てください。

「学術研究計画調書」、「推薦書」
については、様式を私学事業団ホー
ムページから、ワード形式でダウン
ロードすることができますので、ぜ
ひご利用ください。

問い合わせ先(私学振興事業本部)
助成部寄付金課 学術振興基金係
☎〇三(三三三三〇)七八九三〜九四
Eメール kitukin@shigaku.go.jp

「平成十七年度私立大学・短期
大学等入学志願動向」の訂正

平成十七年七月末に発行した「平
成十七年度私立大学・短期大学等入
学志願動向」において、学部、学科、
研究科数の集計に当たり、Ⅱ部、Ⅲ
部の学部等数をⅠ部に含めていたた
めに誤りがありました。訂正版
(PDF)と正誤表を本事業団ホー
ムページに掲載していますのでご覧
ください。

また、本誌(十七年九月号)に掲
載した「平成十七年度私立大学・短
期大学等の入学志願動向」の表の一
部にも誤りがありましたので、下表
の通り訂正します。

関係各位におかれましては、ご迷
惑をおかけしたことをおわび申し上
げます。

問い合わせ先(私学振興事業本部)
私学経営相談センター
☎〇三(三三三三〇)八四七三〜七四
Eメール center@shigaku.go.jp



◆助成業務の融資金利表(平成17年9月9日現在)

融資費目	返済期間		備 考
	20年以内 (内据置2年)	10年以内 (据置年数含む)	
一般施設費	年 %	年 %	校(園)舎、体育館、遊戯室 等の新・増・改築、買収等 校(園)地の買収、造成等
	1.8	1.2	
	1.6	1.2	研究高度化関連施設等
	1.5	1.2	私立大学ハイテク・リサーチ・ センター等整備事業
	1.5	1.2	防災(地震)対策費
災害復旧費	1.1	—	特別災害を含む
公害対策費	1.5	—	アスベスト対策等
特別施設費	1.9	—	寄宿舎、セミナーハウスの新築等
	1.5	—	国際交流施設
	1.5	—	障害者利用施設
教育環境 整備費	5年6か月以内 (内据置6か月)	0.7	校教具、通園バスの購入等
	10年以内 (内据置2年)	1.2	大型設備・情報技術整備等
	10年以内 (内据置2年)	0.9	過疎高校
	4年・6年以内 (内据置1年)	0.9	私大奨学

※金利は毎月の金利情勢により変更することがあります。

返済期間10年以内もご利用できます
～平成17年度 融資申込み受付中～

表2 大学学部系統別の動向

区 分	集計学部数			
	17年度		増 減	
	学部 (誤)	学部 (正)	(誤)	(正)
看護・福祉	103	104	16	17
理 工	129	136	△ 5	2
文 学	138	143	△ 11	△ 6
法 学	79	84	△ 5	0
経 済	96	104	△ 8	0
経 営	117	125	△ 8	0
社 会	129	132	1	4
合 計	1,319	1,356	12	49

表5 短期大学学科系統別の動向

区 分	集計学科数			
	17年度		増 減	
	学科 (誤)	学科 (正)	(誤)	(正)
福 祉	48	50	△ 1	1
理 工	30	31	△ 5	△ 4
国 文	18	19	△ 6	△ 5
経営・実務	71	73	△ 6	△ 4
家 政	158	159	△ 14	△ 13
保育・幼児教育	199	214	△ 15	0
人間・生活	43	44	0	1
芸 術	46	47	△ 2	△ 1
合 計	811	835	△ 75	△ 51

◇共済事業に関するお問い合わせは、共済事業本部まで ☎03(3813)5321(代表)

● 月報私学 10月号(VOL.94)平成17年10月1日発行

● 編集・発行 日本私立学校振興・共済事業団/〒102-8145 東京都千代田区富士見1-10-12 ☎03(3230)7810~11(企画室)

http://www.shigaku.go.jp/

(禁無断転載)